

人権に関する 新しい3つの法律



部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）2016年12月公布・施行

私たちの社会には、今も部落差別があります。
結婚や土地の売買にかかわって被差別部落やその出身者を避けようとする人たちがいて、インターネット上には部落差別にかかわる書き込みがあふれています。
部落差別は、特定の地域やその出身者を避けたり、排除しようとする差別意識のことです。私たちが暮らす地域社会が長い歴史の中で作り出し、今も残している問題です。
「部落差別解消推進法」は、今もなお部落差別があることをふまえた上で、部落差別のない社会の実現をめざしてつくられました。
奈良県では、「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」（2019年3月公布・施行）も、全国に先がけてつくられています。



本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）2016年6月公布・施行

私たちの社会には、「〇〇人は出て行け」などと、特定の民族や国籍の人々を排斥するデモや街宣活動、インターネットへの差別書き込みなど、ヘイトスピーチといわれる差別的言動をする人たちがいます。ヘイトスピーチを「ごく一部の人たちの発言や行動」、「表現の自由」と放置することは、差別を許し、私たちの社会を分断して壊してしまうという、取り返しのつかないこととなります。
「ヘイトスピーチ解消法」は、そのような差別的言動のない社会の実現をめざしてつくられました。



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）2016年4月施行

私たちの社会では、障がいのある人たちが、障がいを理由に不利益な取り扱いを受けたり、暮らしにくさを感じたりすることがあります。その人の「障がい」が暮らしにくさの原因ではなく、「社会」の仕組みや私たちの意識に問題があるといえます。建物や文化、慣習、意識などが、ともに暮らすことをむずかしくしているのです。
「障害者差別解消法」は、すべての人が障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、お互いに尊重しあいながら、ともに生きる社会（共生社会）の実現をめざしてつくられました。
奈良県では、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」（2016年4月施行）も、つくられています。

合理的配慮



目の不自由な人にメニューを読みあげるなど

